

第9次東京都職業能力開発計画の概要について

1 東京都職業能力開発計画とは

本計画は、職業能力開発促進法第7条に基づき、国の策定する職業能力開発基本計画を受けて策定する職業能力開発に関する基本となる計画

国の職業能力開発基本計画の方向性
成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練の推進 など

第9次計画では、前計画からの取組を充実しつつ、その後の経済雇用情勢の変化等に的確に対応した東京の産業の成長を支える人材育成・確保の推進と雇用のセーフティネットの更なる強化を図る

同法第7条に基づき事業主及び労働者の団体から意見を伺った

2 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

3 計画の構成

第1部 計画の方向性

第1章 計画の位置付け

第2章 経済・雇用の動向と都の職業能力開発の課題

第3章 第9次東京都職業能力開発計画の方向性

第2部 施策の展開

第1章 産業の成長を支える人材の育成・確保の促進

第2章 雇用の安定と質の向上を図る職業能力開発の推進

第3章 効果的・効率的な職業能力開発の推進

東京都が果たすべき役割

1 東京の人材力を総体として高める「推進役」としての役割

人口減少社会を目前に、東京という都市が持つ「人材力」を総体として高め、豊かな都民生活の実現と産業の活性化を図る

事業主や個人による職業能力開発を促進するため、関係機関等と連携しながら、必要な環境整備や支援、仕組みづくり等を実施

2 公共職業訓練を実施する「プレーヤー」としての役割

公共の役割として公共職業訓練を実施

(1) セーフティネットとして自助努力のみでは就業が困難な者に重点を置いた、

早期就業に必要な職業訓練

(2) 産業の基盤技能を支える「ものづくり人材」を育成するための職業訓練

公共サービスの供給という観点から、効率的・効果的な事業運営に取り組む

第8次計画において、今後の都の果たすべき役割を明確化した

